【別紙】法定耐用年数表

**（＊注意！）「交換」について、下取り交換以外の場合**

**交換時には補助対象財産の処分益を新規購入費に充当してください。**

**もし、下取り交換以外で益が発生する場合は、交換差益額の国庫納付が必要となりますので注意してください。**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

* **法定耐用年数について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 船　質 | 総トン数 | 大蔵省令 |
| 鋼 | ２０ﾄﾝ 未満 | ５年 |
| ２０ﾄﾝ 以上 ５００ﾄﾝ未満 | ９年 |
| ５００ﾄﾝ 以上 | １２年 |
| ＦＲＰ | ２０ﾄﾝ 未満 | ５年 |
| ２０ﾄﾝ 以上 | ７年 |
| アルミ | ２０ﾄﾝ 未満 | ５年 |
| ２０ﾄﾝ 以上 | ９年 |
| 木 | ２０ﾄﾝ 未満 | ５年 |
| ２０ﾄﾝ 以上 | ６年 |